

# 県民公園太閤山ランド水辺の広場大型遊具整備工事における 設計・施工一括発注公募型プロポーザル審査要領

## 1. 趣旨

この要領は、「県民公園太閤山ランド水辺の広場大型遊具整備工事」の受注候補者を選定するためのプロポーザル審査方法について必要な事項を定めるものである。

## 2. 審査の方法

受注候補者選定の審査方法は以下のとおりとする。

### (1) 選定委員会

選定委員会は、造園分野、公園管理分野、景観デザイン分野及び行政機関による委員をもって組織する。なお、選定委員会は、事業者の企業秘密及び知的財産等を保護する観点から非公開とする。また、議事内容も非公開とする。

### (2) 企画提案、事業実施能力等に関する審査

審査項目及び配点は、別紙「県民公園太閤山ランド水辺の広場大型遊具整備工事における設計・施工一括発注公募型プロポーザル評価基準及び配点表」のとおりとする。各委員の評価の際、同一審査項目で複数提案が同一の評価になっても構わないものとする。また、プレゼンテーションの技量は点数化しない。

### (3) プロポーザル審査の対象

提案者が提出した企画提案書

### (4) 契約候補者の決定方法

- ・各委員等による別紙「審査項目及び評価内容」における評価の点（90点満点）と「提案価格に係る評価」点（10点満点）の総合評価点により順位を付す。
- ・採点結果に基づき、受注候補者を1者選定する。
- ・順位2位の者を次席者とする。

### (5) 複数の同一評価点者が生じた場合

各委員の協議によってその順位を決定する。

### (6) 最低基準

総合評価点の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定（受注候補者、次席者）の対象としない。

### (7) 応募者が1者の取扱い

最低基準点を満たす場合は、当該提案者を受注候補者とする。

## 3. その他

この要領に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は、各委員が協議の上、決定する。

別紙

県民公園太閤山ランド水辺の広場大型遊具整備工事における  
設計・施工一括発注公募型プロポーザル評価基準及び配点表

(1) 「審査項目及び評価内容」における評価

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を90点満点として採点する。

各委員は、提案価格の妥当性を除く項目について80点満点で採点を行い、合計を委員数で除し、小数点以下第2位を四捨五入して小数第1位で算定する。なお、提案価格の妥当性については、提出書類に基づき富山県都市計画課で評価し、こどもみらい館への来館者を対象としたアンケートで提出された感想とあわせて、選定委員会に報告する。

審査項目		評価内容	評価基準点			
			優れている (A)	やや優れている (B)	やや劣っている (C)	劣っている (D)
提案の 的確性 (要求 水準の 確保)	設計 コンセ プト	対象とする子供たちの運動能力に応じた、保護者が容易に子供たちの状況が分かる提案になっている。また、遊具の特徴を示した名称が提案されている。	15	10.5	4.5	0
	安全性	子どもたちが安心して遊べるよう、安全対策、予期しない遊びに対する対策、ユニバーサルデザインへの配慮等が考えられた提案となっている。また、園路からの離隔を確保した配置となっている。	10	7	3	0
	維持管 理	劣化の低減(耐久・耐食性)や長寿命化(耐用年数、保証期間)、メンテナンス性(交換部品の調達、修繕の容易性)に配慮した提案となっている。	10	7	3	0
提案の独創性		太閤山ランド内の周辺景観に適合しており、近隣の「噴水パラダイス」と一体的な利用を図ることにより、設置位置周辺が賑わいのあるエリアとなるようなシンボリックな大型複合遊具となっている。	20	14	6	0
		積極的で自由な企画提案がなされている。	15	10.5	4.5	0
提案の 実現性	期間内に業務を遂行する実現性	期間内で、確実に業務ができるような体制、取組方針、工程であり、安全確保に配慮した提案となっている。	10	7	3	0
提案価格の妥当性		「県民公園太閤山ランド水辺の広場大型遊具設計施工業務委託公募型プロポーザル実施要領 7.(4)オ」の見積書の内容が適切で、信頼性がある	10	7	3	0
小計			点/90点			

(2) 「提案価格に係る評価」

「県民公園太閤山ランド水辺の広場大型遊具整備工事における設計・施工一括発注公募型プロポーザル実施要領 7. (4)オ」の見積書に記載された提案価格で行うものとする。「提案価格に係る評価」点については次式で計算するものとし、その計算にあたっては、小数点以下第2位を四捨五入して小数第1位で算定する。ただし、評価点の上限を10点とする。(以下の式で求められる数値が上限を超えるものは上限点に読み替えるものとする。)

$$\text{「提案価格に係る評価」点} = (-10.0 \times \text{提案価格} / \text{提案限度額} + 10.0) \times 10$$

※提案限度額は50,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)